

令和rエコアクション21

環境経営レポート

(令和5年度版)

運用期間: 令和5年4月～令和6年3月



福岡県弁護士会北九州部会
令和6年5月31日発行

環境経営方針

基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムによって、自然環境を破壊してきました。しかし、資源を使い果たすのではなく、現代の世代が将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていく社会(持続可能な社会)へと方向転換をしつつあります。

現在、かけがえのない地球環境を保全し、環境影響の低い持続可能な社会を構築しようとする市民の意識は強まり、今まさに、温室効果ガス排出量削減など環境保全活動が世界的な流れとして定着しつつあります。

当部会は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、環境負荷の低減、環境保全のため、外部に対する活動を継続し、当会の会務、会館の運営等にあたっては、以下の行動指針にしたがって環境保全の活動に取り組みます。

行動指針

環境経営システムを構築・運用し、環境関連法規等を遵守するとともに、環境負荷の低減に取り組みます。以下の行動指針に基づき、環境目標及び活動計画を定め、定期的な見直しを行い継続性のある活動を展開します。

1 二酸化炭素の排出量の削減

節電を励行するとともに、各事務における効率的なエネルギー使用を推進します。

2 廃棄物の削減

分別を徹底してリサイクル率を向上します。

書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。

3 水使用量の削減

節水に努め、水使用量を削減します。

4 環境に配慮した商品等の購入

環境に配慮した商品・サービスの採用・グリーン購入に努めます。

5 事業活動に関連する環境関連法規や条例等を遵守します。

6 環境問題に関する提言・啓発活動に取り組みます。

7 この環境方針は、部会員及び従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い全部会員及び従業員の環境保全に向けた意識の向上に努めます。

8 この環境方針は、広く一般に公表します。

平成 26 年 10 月 1 日制定

福岡県弁護士会北九州部会部会長 迫田 学

1. 事業の概要

1) 事業所名 福岡県弁護士会北九州部会

代表者名 部長 迫田 学

2) 所在地

北九州弁護士会館 福岡県北九州市小倉北区金田一丁目4番2号

魚町法律相談センター 福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号5階

(令和5年6月15日閉鎖)

折尾法律相談センター 福岡県北九州市八幡西区折尾四丁目6番16号(折尾 YS

ビル2階)

3) 環境管理責任者

環境管理責任者 城戸幸一郎

環境管理担当者 部会事務局 梶原英美子

連絡先 電話093-561-0360

FAX093-582-0410

4) 事業内容

弁護士及び弁護士法人の指導, 連絡及び監督に関する事務(弁護士法 31 条)

法律相談サービスの提供

5) 事業規模

	北九州弁護士会館	魚町法律相談センター	折尾法律相談センター
従業員数	5名	3名	1名
延床面積	1095.35 m ²	26.07 m ²	44.25 m ²

6) 事業年度 4月1日~3月31日

7) 認証・登録の対象範囲(組織・活動)

福岡県弁護士会北九州部会の北九州弁護士会館、魚町法律相談センター及び

及び折尾法律相談センター

2. 当年度及び中長期環境経営目標

環境目標	単位	令和2年度 (基準年度)	令和5 年度 目標	令和6 年度 目標	令和7 年度 目標
二酸化炭素 排出量の 削減	Kg-CO2	35,828	35,111 以下 (2%削減)	34,932 以下 (2.5%削減)	34,824 以下 (2.8%削減)
電力使用量 の削減	kWh	71,945	70,506 以下 (2% 削減)	70,146 以下 (2.5% 削減)	69,930 以下 (2.8% 削減)
廃棄物 総排出量 の削減	kg	671	671 以下	671 以下	671 以下
水使用量 の削減	m ³ /人 (部会員 一人当たり 使用量) ¹	0.69	0.81 以下 (16%)	0.80 以下 (17%)	0.79 以下 (18%)
グリーン購 入の推 進(事務 用品)	新たに購入を 開始した 環境ラベル商品 の種類	6	6	6	6
環境問題に 関する 提言・ 啓発活動	会員・一般市民 を対象とした 提言・啓発活動 の回数	5	5	5	5

※環境目標策定における電力の二酸化炭素実排出係数は、ミツウロコの平成27年度の排出係数0.498(kg-CO2/kwh)を用いた。

¹ 令和3年度作成の環境経営目標より、水の使用量については、一人当たり使用量で環境目標を設定することに変更。基準年度目標値は、令和2年4月1日時点の会員数で除した一人当たり使用量の数値である。

3. 当年度の環境経営計画

(1) 二酸化炭素総排出量(電気使用量)の2%削減

取組目標	活動項目
電力使用量の削減	(1) エアコンの設定温度を決めた上で(夏季 28 度、冬季 22 度)、事務局と連携を取り実行する。エアコンの利用が不要と考えられる時期は、原則エアコンの運転停止とすることも検討する。 (2) 夜間・休日・長時間席を離れる時は、PC・プリンター等の主電源を切る。 (3) エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努める。 (4) 使用していない部屋の電気を切る。 (5) 電力使用量削減の注意喚起のラベル貼り(具体的な行動の要請を意識したもの) (6) 特定電気事業者からの電力購入継続 (7) web 会議の方法による弁護士会執行部関連会議・各種委員会開催の促進 (8) 省エネ性能の高い空調設備への更新 ※(1)(2)(4)(5)は、各法律相談センターにおいても同様に活動する。

(2) 廃棄物総排出量につき基準年の数値を維持(会員数の増加を見込み実質的に削減)

取組目標	活動項目
一般ごみの削減	(1) 両面・集約コピー、裏紙活用、文書の簡素化等によって、より一層のよって、より一層の紙使用量の削減に努める。特に、再生紙利用についてはさらなる利用を促す。 (2) 打合せや会議において、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に努める。 (3) web 会議の方法による弁護士会執行部関連会議・各種委員会開催の促進により会議に使用する紙を削減する。 (4) 使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制する。 (5) 詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を推進する。

	<p>(6)弁護士会業務関連文書の削減のため、メール等の電子媒体の利用への切り替えを促進する。</p> <p>(7)各委員会配布文書について、ペーパーレス化の取組状況を確認する。</p> <p>(8)多くの紙資源を消費している弁護士会内広報物についても、紙媒体での配布の必要性等を検討する。</p> <p>※上記(1)～(5)は、各法律相談センターにおいても同様に活動する。</p>
--	---

(3) 水使用量の削減

取組目標	活動項目
節水活動	<p>(1) 水を出しっぱなしにしない。</p> <p>(2) 節水活動の注意喚起のラベル貼り。</p> <p>(3)(2)の徹底・強化</p>

(4) グリーン購入の推進

取組目標	活動項目
環境ラベル商品の購入	<p>(1) 日常的に大量消費する事務用品6種類を環境ラベル商品へ切り替える。</p> <p>※各法律相談センターにおいても、切替えた環境ラベル商品を使用する。</p>

(5) 環境問題に関する提言・啓発活動

取組目標	活動項目
部会員・一般市民の環境問題に対する意識の向上	<p>(1) 部会員メーリングリストを通じて、クールビズやウォームビズに関する情報を積極的に提供する。</p> <p>(2) 特定電気事業者(U-POWER)からの電力購入開始を HP 上で引き続き一般市民に発信する。</p> <p>(3) 一般市民を対象に、各法律相談センターにて EA21 の制度内容・当会の取組を発信する。</p> <p>(4) 部会広報物のペーパーレス化促進。</p> <p>(5) 部会集会等を通じて、EA21 の取組内容・成果や、ペーパーレスのアイデア等を積極的に報告・発信する。</p> <p>(6) 鞆の浦地区景観の視察と景観保護の検討</p>

4. 目標の実績

R4.4 から R5.3 目標の実績

項目	単位	令和2年度 (基準年度)	令和5年度 (同4月～ 令和6年3月) 12か月の目標	令和6年度 (同4月～ 令和6年3月) 12か月の実績	目標の 達成率
二酸化炭素 排出量 ²	Kg-CO2	35,828	35,111 以下	28,510 ³	123%
電力使用量	kWh	71,945	70,506 以下	57,251	123%
廃棄物の 排出量	kg	671	671 以下	1,114	60%
水使用量	m ³ (部会員 一人当たり 使用量)	0.69	0.81 以下	0.477 ⁴	171%
グリーン化商品 の購入推進	種類	6	6	7	116%
環境問題 に関する 提言・啓発活動	件	5	5	6	120%

² 当会は平成28年1月1日よりミツウロコからの電力購入を開始しており、電力の二酸化炭素排出係数は、ミツウロコの H27 の排出係数 0.498 を用いた。なお、電力使用量については、各法律相談センターも含んだ数値である(ただし、豊前法律相談センターは、電気料金が家賃・共益費込であるため、測定不能)

³ なお、当会は令和4年10月から株式会社 U-POWER より電力を購入しており、同社の R3 年度の排出係数は 0.000491 (t-CO2/kWh) である。もともと、基準年度の排出係数においてミツウロコの排出係数を用いていることから、基準の統一という観点から、ミツウロコの排出係数に従って算出している。

⁴ 令和5年度4月～3月の水使用量(合計)は113 m³であり、同数値を R5.4.1 現在の部会員数 237 名で除した一人当たり使用量が上記表中の数値となる。

5. 環境経営計画の取り組み結果とその評価

5-1 二酸化炭素排出量の削減(電力使用量削減)

令和5年4月～同6年3月(令和5年度)の目標として、二酸化炭素排出量を35,111kg-CO₂以下、電力使用量を70,506kWh以下(基準年度の2%以下)と設定したが、実績は二酸化炭素排出量は28,510kg-CO₂、電力使用量は57,251kWhの排出となり、目標値と比べ123%と目標を達成することができた。

これまで取り組んできた節電の呼びかけに加え、令和5年度においては、北九州弁護士会館全体の空調設備を全面更新し、最新の省エネ性能を有する空調設備への切替えを行ったことが目標達成の大きな要因となっていると考えられる。

5-2 廃棄物の排出量削減

令和5年度は、廃棄物の排出量の数値目標を671kg以下としたが、実績は1,114kgとなり、目標を達成することができなかった(目標値に比べ約40%の増加)。

令和5年度の各月における実績を見ると、目標を達成できていない期間が6～9月、12月及び3月である(いずれも達成率70%を下回っている)。

排出量の削減が目標未達成であった要因として、①6～8月については、6月の当会の魚町法律相談センターの閉鎖に伴い、一定の廃棄処分が必要になったことに加え、弁護士会館へ送付されてくる広告販促書面の配布方法につき、運用を変更したことによるところが大きい。当会は、各会員宛に書籍類の広告販促書面を配布しているところ、従前は、各会員に対して個別に配布を行う運用をしており、各会員が同書面を受領し、廃棄していたものと思料される。令和5年6月以降、当会は、配布に係る事務負担の軽減のため、各会員に対する個別配布を取りやめ、会館に一定期間、広告書面を備え置き、一定期間経過後のこれを廃棄する運用を行った。その結果、排出量が増加することとなったと考えられる。

②9月及び12月については、10月から12月にかけて、当会会館の事務室である1階の改修工事を行い、その間、一時的に事務局設備を3階に移転させていたところ、その準備のため、当会が長年保管していた紙資料等の廃棄処理を行ったため、排出量が増加したと考えられる。そして、12月に事務局設備を1階に移転させる際、3階に備え置かれていた紙資料その他不要資材類等の廃棄資料を行ったため、排出量が増加したと考えられる。

③3月については、年度末にそれまで保管されていた紙資料を処分したことで、排出量が増加したと考えられる。

5-3 水使用量の削減

令和5年度は、水使用量の数値目標を部会員一人当たり0.81m³以下としたところ、これに対して、一人当たり使用量の実績は0.477m³に留まり、目標値と比べ171%を達成することができた。エコアクション21導入以降取り組んできた節水の呼びかけに加え、令和3年度に行

った弁護士会館全体の大便秘器の節水型トイレへの切り替えが目標達成の大きな要因になっていると考えられる。

5-4 グリーン化商品の購入推進

購入目標を6種類とし、実績も6種類であるため、100%達成ができた。EA委員会が積極的にグリーン化商品の購入を主導したこと、内部コミュニケーションにて環境への配慮の必要性をより一層理解してもらえたことが要因となっていると考えられる。

5-5 環境問題に関する提言・啓発活動

令和5年度は、①部会員に対するメーリングリストを利用した夏季及び冬季における節電に関する情報提供、②当会及び関係機関に配布する部会だよりの紙面における環境マネジメントシステムサミットの参加についての報告、③部会HPにおけるエコアクション21の取組についての情報発信、④当会の部会集会におけるエコアクション21に係る取組についての報告、⑤有明海における環境保全活動等の視察、⑥広島県の鞆の浦における景観保護活動についての視察といった啓発活動を行った。

5-6 実施体制

令和5年度も従前から同様、当会の公害環境委員会においてエコアクション21チームを組成し、現場実施責任者・梶原事務員の取りまとめのもと、環境管理責任者を中心として毎月1回の委員会開催に合わせて、目標と実績管理を行った。

	部会長		
EA21委員会 (弁護士13名)	環境管理責任者		
			EA21事務局
部会事務局			
役職		役割・責任・権限・使命	
代表者(部会長)		全体の統括、環境への取り組みを実施するための資源の準備、全体の評価と見直し。	
環境管理責任者(幹事)		全体の把握、環境経営システムを構築し、運用し、その状況を部会長(執行部)に報告する。	
EA21委員会		1か月に1回開催し、環境目標の達成状況及び活動計画の実行状況を審議する。環境問題等に関する提言・啓蒙を検討する。	
EA21事務局		EA21文書及び記録類の作成・維持・管理。	
部会事務局		電力、水使用量、廃棄物量管理、グリーン購入。	

6. 次年度の環境経営計画

(参考) 令和6年度の環境経営目標

環境目標	単位	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 目標
二酸化炭素 排出量の削減	Kg-CO2	35,828	34,932 以下 (2.5%削減)
電力使用量 の削減	kWh	71,945	70,146 以下 (2.5%削減)
廃棄物 総排出量の削減	kg	671	671 以下
水使用量の削減	m ³ /人 (部会員一人 当たり使用量) ⁵	0.69	0.80 以下
グリーン購入の推進 (事務用品)	新たに購入を開始した 環境ラベル商品の種類	6	6
環境問題に関する 提言・啓発活動	会員・一般市民を 対象とした 提言・啓発活動の回数	5	5

(1) 二酸化炭素総排出量(電気使用量)の2.5%削減

取組目標	活動項目
電力使用量の削減	(1) エアコンの設定温度を決めた上で(夏季 28 度、 冬季 22 度)、事務局と連携を取り実行する。エアコ ンの利用が不要と考えられる時期は、原則エアコン の運転停止とすることも検討する。

⁵ 令和3年度作成の環境経営目標より、水の使用量については、一人当たり使用量で環境目標を設定することに変更。基準年度目標値は、令和2年4月1日時点の会員数で除した一人当たり使用量の数値である。

	<p>(2) 夜間・休日・長時間席を離れる時は、PC・プリンター等の主電源を切る。</p> <p>(3)エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努める。</p> <p>(4) 使用していない部屋の電気を切る。</p> <p>(5)電力使用量削減の注意喚起のラベル貼り (具体的な行動の要請を意識したもの)</p> <p>(6)特定電気事業者からの電力購入継続</p> <p>(7)web 会議の方法による弁護士会執行部関連会議・各種委員会開催の促進</p> <p>(8)省エネ性能の高い空調設備への更新 (R5 年度までに実施済)</p> <p>※(1)(2)(4)(5)は、各法律相談センターにおいても同様に活動する。</p>
--	--

(2) 廃棄物総排出量につき基準年の数値を維持(会員数の増加を見込み実質的に削減)

取組目標	活動項目
一般ごみの削減	<p>(1) R4 年度に策定した裏紙利用基準に従い、髪廃棄物の削減を図る。</p> <p>(2) 打合せや会議において、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に努める。</p> <p>(3)グループウェアシステムの活用・web 会議の方法による弁護士会執行部関連会議・各種委員会開催の促進により会議に使用する紙を削減する。</p> <p>(4) 使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制する。</p> <p>(5) 詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を推進する。</p> <p>(6) 多くの紙資源を消費している弁護士会内における広報物につき、紙媒体での配布の必要性等を検討する。</p> <p>※上記(1)~(5)は、各法律相談センターにおいても同様に活動する。</p>

(3) 会員一人あたり水使用量の削減

取組目標	活動項目
節水活動	(1) 水を出しっぱなしにしない。 (2) 節水活動の注意喚起のラベル貼り。 (3)(2)の徹底・強化

(4) グリーン購入の推進

取組目標	活動項目
環境ラベル商品の購入	(1) 日常的に大量消費する事務用品6種類を 環境ラベル商品へ切り替える。 ※各法律相談センターにおいても、切替えた環境ラベル商品を使用する。

(5) 環境問題に関する提言・啓発活動

取組目標	活動項目
部会員・一般市民の環境問題に対する意識の向上	(1) 部会員メーリングリストを通じて、クールビズやウォームビズに関する情報を積極的に提供する。 (2) 特定電気事業者からの電力購入開始を HP 上で一般市民に発信する。 (3) 一般市民を対象に、各法律相談センターにて EA21 の制度内容・当会の取組を発信する。 (4) 部会広報物のペーパーレス化促進。 (5) 部会集会等を通じて、EA21 の取組内容・成果や、ペーパーレスのアイデア等を積極的に報告・発信する。 (6) 島原半島の視察を通じ、再生可能エネルギー(温泉熱)施設の見学等のエコツアーに参加する。

令和5年度は、廃棄物の排出量に係る環境目標を達成することができなかったが、その他の4項目に係る数値目標は達成でき、中でも、令和3年及び同4年度と2年連続で目標を達成できなかった

た、二酸化炭素総排出量(電力使用量)につき、最新の省エネ性能を有する空調設備を導入したことで、大幅に目標数値を達成することができた。

令和5年度は、6月に魚町法律相談センターを閉鎖し、10月から12月にかけて行われた当会会館の1階の改修工事に伴って事務局機能の移転が必要になったこともあって、大量の紙資料につき廃棄処分がなされた。令和5年度における環境目標の達成について、こうした事情が影響していることは明らかである。今後の廃棄物の排出量削減にあたっては、①弁護士会における会議の開催方法やその際の資料の準備方法につき、弁護士会活動の活性化という観点から一定の限界があるものの、今後も継続してweb会議やペーパーレスを呼び掛けていくとともに、②裏紙利用基準に従った上での裏紙利用の促進や、会員に対する広告文書の配布につき、必要性の十分な検討を図っていききたい。

また、新型コロナウイルス感染症につき、令和5年5月から5類に移行したことにより、当会の委員会活動等もより活発になっており、従前行っていた節電や節水に関する呼びかけを、改めて行っていききたい。

以上を踏まえ、令和6年度の行動計画としては、環境へも配慮するよう、会館利用者に積極的に呼びかけをすることを重視していききたい。

その他の削減項目やテーマについても、エコアクション委員会を中心に、部会事務局とも内部コミュニケーションを深めて、削減効果の高い取組を検討・実施したい。

さらに、環境問題に関する提言・啓発活動についても、活動内容及びその実施時期を年度初期にある程度確定させ、計画的に実施できるよう対応したい。

7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法の遵守状況をチェックした結果違反はなかった。なお、関係当局より違反の指摘、利害関係者からの訴訟もこれまでに一切なかった。

法規名	遵守状況の判定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
労働安全衛生法	○
家電リサイクル法	○
フロン排出抑制法	○

8. 代表者による全体評価と見直しの結果

(1) 当会では、令和5年度も各自が役割に応じて環境経営計画を実行に移し、環境への負荷の低減に努めた。その結果、令和5年度の環境経営計画に基づく各種取組みを十分に達成し、また、以下のとおり、廃棄物の排出量を除く環境目標について、目標数値を達成することができた。

- i 電力使用量については、令和3年度及び同4年度と2年連続で目標数値を達成することができなかったものの、同5年度は、目標数値を大幅に上回る削減(達成率123%)を達成することができた。これは、これまで取り組んできた節電の呼びかけに加え、当会会館全体の空調設

備を全面更新し、最新の省エネ性能を有するものへと切替を行ったことによることが要因といえる。

ii 水の使用量については、当会の部会員が年々増加している事情に照らし、令和3年度からは部会員一人当たりの使用量を基準としたところ、同年度から3年間にわたり継続して削減することができた。

iii 廃棄物の排出量については、目標を達成することができず(令和4年度に続き2年連続となる)、特に6月以降の排出量の増大が目立った。その要因として、①6月に行った魚町法律相談センターの閉鎖、②同月から開始した当会会員に対する広告文書の配布方法の変更及び③10月から12月にかけて行った当会会館1階の改修工事に伴う事務局機能の移転に伴った、会館において保管していた紙資料の廃棄処分が挙げられる。

①及び③については一過性の事情であるといえ、②の点については、送付部数の削減を事業者へ依頼するなどして調整しており、8月以降、当該文書の廃棄量の削減について一定の成果がみられる。

次年度以降、環境経営計画に記載しているとおり、裏紙利用基準に従った適切な裏紙利用及び紙媒体による広告文書配布に係る十分な検討を図ることにより、引き続き日常的に発生する廃棄物の削減には十分留意したい。

iv グリーン化商品の購入については、継続して目標を達成することができた。内部コミュニケーションにより、環境への配慮の必要性の理解が進んでいると評価できるといえる。

v 環境問題に関する提言・啓発活動についても、継続して目標を達成することができた。継続して、環境負荷への取組及びエコアクション21に係る取組につき、会員全体やHPにおける一般市民への周知を図るとともに、弁護士会内での活動にとどまらず、鞆の浦(広島県福山市)における景観保護に関する取組を視察した点も評価できるといえる。

(2) 令和5年度も、EA委員会により部会事務局を対象として、EA21の制度説明、当会の環境方針及び環境活動計画の説明を随時行い、取組の徹底が促された。その結果、EA委員会と部会事務局との連携が強化され、環境活動計画の積極的な実行へと繋がった。

令和5年度の環境目標・環境活動計画の達成状況は、上記の問題を除けば、ほとんどの項目において目標値を上回る実績値となったことからすれば、環境への取り組みは適切に実施されているものと評価できる。

もっとも、新型コロナウイルスが令和5年5月より5類に移行したことを受け、これに伴い人の往来・交流等が増え、当会の委員会活動等もより活発になっている。次年度以降もその傾向が続くことが十分予想されることから、そのような中であっても、引き続き、環境負荷の低減を励行し、あるいはより一層の取り組みを通じて、当会の維持・発展と両立してゆきたい。特に、廃棄物の排出量については、一過性の事情によるものもあるものの、相当程度目標達成が実現できていない期間があるため、今後はより一層、裏紙利用の促進と紙資料の配布の見直しを進めていきたい。

9. その他の活動

① 有明海視察(冒頭写真)

令和5年3月、赤潮の発生による海苔の不作が問題となっている有明海を視察した。

干潟の状況を実際に視察するとともに、地元の学生達が運営し、有明海や柳川に生息する生物をはじめとする貴重な生物を展示する、「やながわ有明海水族館」を見学し、自然環境や生物多様性の保全についての取組について検討した。



② 鞆の浦視察

令和5年7月、景観保護に関する取組が行われている鞆の浦(広島県福山市)を視察した。

同地域における道路建設を巡る問題につき、法的問題を調査するとともに、鞆の浦一帯の実際の景観を視察した。



今後、こうした視察において得た知見を基に、環境問題に関する提言・啓発活動を含めたEA21委員会の活動に活かすこととする。

以上